

【アメリカ】緊急事態管理庁の補助金プログラムの透明性を高める法律

緊急事態管理庁（FEMA）は、国土安全保障省に属し、緊急事態（自然災害・テロ等）への一元的な対応をする連邦機関であり、発生した事態への対応に加え、それらに備えるための計画策定、訓練等も行う。予防及び対処は、40 を超える補助金プログラムで構成され、平均で年 100 億ドル（1.13 兆円）の予算が充てられる。これらの補助金の申請・支給について、透明性に欠けているとの指摘が同省の監察官、会計検査院及び補助金を受ける州・地方からあり、FEMA は 2015 年から一本化したシステムの構築に着手していた。その取組を後押しする目的で、2017 年 11 月 21 日、P.L.115-87「2017 年 FEMA 説明責任、現代化及び透明化法」が成立した。この法律では、オンラインでの補助金申請プログラムを構築すること、補助金支給の重複を防ぐこと、補助金支給状況などを連邦諸機関及び地方で共有できるようにすることを規定している（第 2 条）。

海外立法情報調査室・原田 圭子

・ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-115publ87/pdf/PLAW-115publ87.pdf>

【アメリカ】税制改革法中のオバマケア一部撤廃の規定

2017 年 12 月 22 日、トランプ大統領及び共和党の公約であった大型減税を実現させる税制改革法（Tax Cuts and Jobs Act, P.L.115-97）が制定された。1986 年以來の大きな税制改革であり、今後 10 年間で約 1.5 兆ドル（約 170 兆円）の減税が見込まれている。この法律には、審議の過程で、オバマケアの主要な規定の一つである、医療保険の購入義務付けを廃止する規定が盛り込まれた（2017 年 9 月までのオバマケア廃止・置換をめぐる動きは、本誌 273-1 号（2017 年 10 月）pp.6-9 参照）。具体的には、同法の第 11081 条で合衆国法典第 26 編第 5000A 条を改正し、保険の購入を命じるために未購入者に対して課していた税金（最低 695 ドル（約 78,500 円））を 2019 年 1 月以降廃止する、というものである。議会予算局（CBO）の試算によれば、この改正により、10 年間で約 1300 万人が無保険の状態になると予想されている。

海外立法情報調査室・原田 圭子

・ <https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/1>

【カナダ】外国公務員の腐敗行為に制裁を科す法律

2012 年アメリカで、ロシア政府当局者を告発した弁護士セルゲイ・マグニツキー（Sergei Magnitsky）の死亡事件（2009 年）をきっかけに、関与が疑われるロシア人への入国ビザ発給停止及び資産凍結等の制裁を科す法律（P.L.112-208 通称マグニツキー法）（本誌 254-2 号（2013 年 2 月）p.24 参照）が制定された。マグニツキー法のカナダ版とされる「腐敗外国公務員の犠牲者の正義に関する法律」（S.C. 2017, c. 21）が 2017 年 10 月 18 日に成立した。同法は、外国公務員の腐敗行為を告発した者又は自由や人権の擁護・促進活動に従事した者が、殺害、拷問等を含む重大な人権侵害を受けた場合（第 2 条）、これを実行又は加担した外国人に対して、カナダ国内及びカナダ国民との間でのあらゆる資産取引を規制又は禁止できる（第 3 条）。また、同法の対象となった外国人の入国拒否も、同時に改正された移民及び難民保護法（S.C. 2001, c. 27）で定められている。

海外立法情報課・塚田 洋

・ <http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/J-2.3/page-1.html#docCont>

【EU】欧州検察局の設置に関する理事会規則

欧州検察局（European Public Prosecutor's Office）を設置する規則が制定され、2017年10月31日に公布、同年11月20日に施行された（Council Regulation (EU) 2017/1939）。欧州検察局は、EU予算の不正使用など、EUの財政的利益を侵害する犯罪について、犯罪者を捜査・訴追し、判決を受けさせることを任務とする機関となる。同局の設置については、2009年発効のリスボン条約によってEU運営条約第86条に新たに規定され、同条に基づき欧州委員会が2013年に規則案を提出し、審議が行われた。しかし、EU理事会において必要な全会一致が得られなかったことから、高度化協力という制度（9か国以上の参加希望国で実施できる仕組み）を使用し、20か国が参加することとなった。同局は、ルクセンブルクに置く中央事務局と、各国の検察官（欧州委任検察官）とで構成される。捜査活動等の開始は、施行から3年後以降と定められている。

海外立法情報課・島村 智子

・ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32017R1939>

【EU】アンチ・ダンピング措置に関する規則の改正

EU域外国からの輸入品のダンピングに対する保護に関する規則（Regulation (EU) 2016/1036）及びEU域外国による補助金を受けた輸入品からの保護に関する規則（Regulation (EU) 2016/1037）の2規則を改正する規則が、2017年12月19日に公布、同月20日に施行された（Regulation (EU) 2017/2321）。WTO加盟国からの輸入品に対して欧州委員会がアンチ・ダンピング調査を実施する際、通常は、輸出国の国内向け販売価格と輸出価格の差からダンピング・マージンが算出される。規則改正により、輸出国において政府の介入により重大な市場のゆがみが生じている場合には、通常の算出方法と異なり、経済発展が同水準の他の輸出国の製造・販売費用等を基に判断することが可能となった。規則公布に合わせて欧州委員会は、中国における市場のゆがみを分析した文書を公表した。今後、ロシアについても同様の文書が公表される予定となっている。

海外立法情報課・島村 智子

・ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32017R2321>

・ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/december/tradoc_156474.pdf

【フランス】大統領の配偶者の地位を定める憲章

フランスには大統領の配偶者の地位に関する規定はなかったが、エマニュエル・マクロン大統領は2017年春の大統領選挙中から法律等の改正によって妻ブリジット・マクロン氏に公的な地位を与えるとしていた。しかし、政府構成員等による親族の雇用の禁止等を理由に、予算が発生する公的な地位の創設に反対する署名運動が起こった。これを受け政府は、8月21日「大統領の配偶者の地位に関する透明性憲章」を発表した。憲章では、①公的役割と任務：サミットや国際会議での大統領への同伴、大統領官邸内の公式イベントの監督、慈善活動、文化的・社会的イベントへの支援、②資金：自分の予算を持たず、任務の遂行のために必要な資金は大統領の予算から支出され、この費用は公に報告されること、③その他：毎月末に活動報告を公開することが定められた。憲章は、大統領の任期中に限り、ブリジット・マクロン氏にのみ適用される。

海外立法情報課・安藤 英梨香

・ <http://www.elysee.fr/communiqués-de-presse/article/charte-de-transparence-relative-au-statut-du-conjoint-du-chef-de-l-etat/>

【フランス】2018年社会保障財政法

2017年12月30日、2018年社会保障財政法が成立した。フランスの社会保障予算の主要要素は、医療保険、労災保険、老齢保険、家族手当の4分野で構成される「一般制度 (régime général)」の収支と、そこに「老齢連帯基金 (fonds de solidarité vieillesse: FSV)」を加算した収支、及び「医療保険支出全国目標 (Ondam)」である。一般制度の総計では収入が3943億ユーロ (1ユーロは約132円)、支出が3930億ユーロで、10億ユーロを超える黒字が見込まれている。なお、FSVを加算すると22億ユーロの赤字とされる。Ondamの増加率は前年の2.1%から2.3%に引き上げられ、障害者や高齢者のための施設やサービスの増加、遠隔医療の発展等の費用に充てられる。一方、支出削減を目的として、病気の予防のためのタバコの価格の引上げや乳幼児の予防接種の義務拡大等、医療費に関する不正行為の調査及び取締りなどが盛り込まれた。

海外立法情報課・安藤 英梨香

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2017/12/30/CPAX1725580L/jo/texte#JORFSCTA000036339095>

【ドイツ】租税回避対策及びその他の税制関連法改正のための法律

「パナマ文書」報道をきっかけとして、タックスヘイブン等を用いた租税回避への対策を強化する法律 (BGBl. I S.1682) が2017年6月24日に公布され、主要部分は翌25日に施行された。同法は全11条で、租税通則法、銀行法、相続税及び贈与税法、税理士法、所得税法、投資税制改革法等を改正する。主な目的は、税務に関する「銀行秘密」の廃止である。すなわち、国内企業にはEU以外の第三国企業との取引に関する通知義務が課され、金融機関も一定の要件の下、第三国企業との取引を税務当局に報告しなくなることになった。また、税務当局の権限は拡張され、税務調査に必要な場合、より簡単に口座所有者の身元を確認できるようになった。同法は、欧州司法裁判所判決や欧州委員会の条約違反手続にも対応するものである。その他、連邦児童手当法改正と既婚者の所得税課税クラスの変更 (2018年1月1日施行) も同法で行われた。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP18/788/78818.html>

【ドイツ】EUとの合意に基づくインフラ利用料法の改正

2015年6月8日の「連邦長距離道路利用のための期間単位でのインフラ利用料の徴収に関する法律 (インフラ利用料法)」(BGBl. I S.904) 制定によって、高速道路通行料が、重量貨物車に加えて乗用車にも課されることとなった (本誌 264-1号 (2015年7月) pp.10-11参照)。しかし、国内の登録自動車は自動車税控除を受けられ、実質的には外国からの通行車両のみ負担増となるため、欧州委員会はEU市民平等原則に反すると2015年6月18日に条約違反手続を開始、2016年9月29日に欧州司法裁判所へ提訴した。ドイツ政府は利用料徴収開始を延期して欧州委員会と協議し、同年12月1日に同法改正で合意した。2017年5月18日の第1次インフラ利用料法改正法 (BGBl. I S.1218. 同24日公布、25日施行) の内容は、外国人の購入が多い短期通行券 (10日間、2か月間) の値下げと、排ガス基準対応による車種区分の細分化 (3から6) である。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP18/795/79580.html>

【ロシア】電子婚姻届の簡易化

2017年12月20日連邦法第395号「連邦法「市民の地位に関する諸法制について」の改正について」が制定され、1997年11月15日連邦法「市民の地位に関する諸法制について」第26条が改正されることとなった。同条は結婚に関して規定した箇所であり、このうちの婚姻届を電子的な方法で行う場合の条件が緩和されたものである。ロシアでは従来から国と地方自治体の統一インターネット窓口を使用して婚姻届を提出することが可能であったが、婚姻歴のある者がこの制度を利用する場合には結婚の終了（離婚、死別等）を証明する書類を提出する必要があった。今回の法改正では、結婚の当事者双方の署名があれば結婚の終了を証明する書類は不要とされ、婚姻歴のある者であっても初婚者と同様に簡便な結婚手続が可能となる。以上の規定は2020年1月1日から施行される。

海外立法情報課・小泉 悠

・ <http://kremlin.ru/acts/bank/42607>**【ロシア】琥珀等の違法採掘に対する罰則強化**

2017年12月20日連邦法第414号「ロシア連邦行政規則違反法典の改正について」が施行された。同法によってロシア連邦行政規則違反法典第7章第5条（第7.5条）が改正され、琥珀（こはく）及び軟玉その他のロシア連邦政府が規定する宝石を密売目的で採掘、輸送及び保管することへの罰則が強化された。ロシアの飛び地カリーニングラードでは海岸で採取される琥珀等がマフィアの資金源になっているとされることから、取締りを強化するものである。違反者が一般市民である場合、罰則は罰金20万ルーブル以上50万ルーブル未満、公務員である場合には罰金50万ルーブル以上80万ルーブル未満、法人である場合には1000万ルーブル以上6000万ルーブル未満とされている（1ルーブルは約1.92円）。いずれの場合も違法行為に使用された器具の没収を伴う。また、刑事罰に相当する行為があった場合にはこの限りでないと規定されている。

海外立法情報課・小泉 悠

・ <http://kremlin.ru/acts/news/56444>**【韓国】国会議員の公設秘書の増員**

韓国の国会議員（定数300人）には、これまで1人当たり、4級相当（課長級）から9級相当（係員級）まで、最大7人の公設秘書（いずれも特別職の国家公務員）の配置が認められていた（「国会議員手当等に関する法律」第9条及び別表4）。また、国会の内部指針により、1999年から、公設秘書とは別に2人のインターン職員（有給）の配置も認められていた。2017年12月12日、さらに公設秘書1人（8級相当）を増員することを目的として同法が改正され、公設秘書は最大8人となった。今回の法改正は、事実上、公設秘書と同様の業務を行っていたインターン職員を、2人から1人に減らす代わりに講じられた措置であったが、公設秘書の数が多すぎるとの批判も出ている。報道によると、今回の法改正に伴う公設秘書300人の増員により、年間約67億ウォン（1ウォンは約0.1円）の追加費用が発生すると見込まれている。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_O1S7Q1F1H1K6R1V8M1U3H0U1B1O5W4

【韓国】タクシー運転手への不当な費用転嫁の禁止

韓国では、タクシー運送事業に係る費用負担が、従事者であるタクシー運転手に不当に転嫁されないよう、「タクシー運送事業の発展に関する法律」により、タクシー運送事業者（都市部を営業区域とする事業者に限る。）は、①タクシー購入費（新車を配車することに伴う追加費用の負担を含む。）、②燃料費、③洗車代、④交通事故処理費等を、タクシー運転手に転嫁してはならないと規定されている（同法第12条及び同法施行令第19条）。しかし、同法に規定のない配車システム、カード決済機、ドライブレコーダー等に係る費用がタクシー運転手に転嫁される事例が発生していたため、2017年11月28日、同法が改正され、「タクシー運送事業者が車両の内部に設置する装置の設置費及び運用費」もタクシー運転手に転嫁することを禁じる内容に改められた（2018年11月29日施行）。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_X1M611E0G3D1C1N5Q3M2E411L2B2G0

【台湾】政党法の制定

1987年7月の戒厳令解除まで政党の新規結成が禁止されていた台湾では、解除後の1989年1月、人民団法に追加された「第9章政治」（9か条）が、政党の設立や活動に関する根拠規定となっていた。政党法については、2000年以来、法案が度々立法院に提出されていたが成立に至らず、2017年11月10日、6度目でようやく法案が可決された（2017年12月6日公布・施行）。政党法は全7章46か条から成り、政党の設立要件、組織、活動、財務、処分、解散等について定める。政党設立に当たっては100人以上の党員名簿を届け出ること、党首は中華民国国籍を有する満20歳以上の者とする、16歳未満の者を党員としてはならないこと、4年連続して公職選挙の候補者擁立を行わなかった政党は登録が取り消されること、政党は営利事業を行ってはならないこと、財務報告を年1回提出すること等の規定が、同法には含まれている。

海外立法情報調査室・岡村 志嘉子

・ <http://lis.ly.gov.tw/lgcgi/ttspdf2?7339:2-13>

【台湾】国民投票法の改正

国民投票（全国レベル・地方レベル）の手続等について定める台湾の国民投票法は2003年に制定されたが、発議、成立等の要件が厳しく、例えば、過去6年間に実施された全国レベルの国民投票は全て不成立となっている。2017年12月12日、これらの要件の緩和等を目的とする同法改正案が立法院で可決された（改正法は2018年1月3日公布・施行）。改正により、全国レベルの国民投票は、直近の正副総統選挙の有権者の0.01%（改正前0.5%）以上の賛成による発議と1.5%（改正前5%）以上の署名により実施され、賛成が反対を上回り、かつ賛成が投票権者総数の4分の1以上で成立することとなった（改正前は投票率50%以上、かつ賛成が過半数で成立）。投票権年齢も満20歳以上から満18歳以上に引き下げられ、全国レベルの国民投票では不在者投票制度も導入された。なお、憲法改正、領土変更は国民投票の議題から除外されている。

海外立法情報調査室・岡村 志嘉子

・ <https://lis.ly.gov.tw/lgcgi/ttspdf2?7343:12-28>

【シンガポール】 インフラストラクチャー保護法

2017年10月23日、インフラストラクチャー保護法 (Act No.41 of 2017) が成立した (2017年10月27日公布、同日施行)。全9部86か条から成る同法は、テロ対策の一環として、公共施設のセキュリティ強化を目的としたものである。内務大臣が任命するインフラストラクチャー保護委員 (第5条) の下、公共施設の中から重要施設を指定して、テロ対策を重視したセキュリティ計画を策定させる (第41条、第42条)。第41条に基づき、まずチャンギ国際空港及びスポーツ・ハブ (国立競技場、屋内スタジアム、商業施設等を備えた複合施設) が対象施設に指定されるとみられる。建設予定の重要施設についても、設計段階からセキュリティ計画を策定させる (第34条、第35条)。また、テロの差し迫った危険があると判断した場合、内務大臣は施設所有者に対し、施設閉鎖、安全対策要員の配備、軍の立入許可等を命じることができる (第58条)。

海外立法情報課・合地 幸子

・ <https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/41-2017/Published/20171031?DocDate=20171031>**【フィリピン】 証明書等における血液型表示の義務化に向けた動き**

事故や救急治療の際に直ちに適切な輸血を行うためには、患者と献血者の双方が自分の血液型を知っていることが重要である。フィリピンでは、2006年以降、公的機関が発行する証明書等への血液型の表示を義務付ける法案が度々提出されてきた。2017年10月9日、同種の法案である血液型識別法案 (HB1530) が下院で可決され、現在上院で審議中である。同法案は全9か条から成り、その主な内容は、病理医から正式に証明された個人の血液型を全ての政府機関のIDカード、証明書又は免許証に表示すること (第3条)、年金運営機関発行のIDカード、旅券、出生証明書、運転免許証、銃器所持証明書等及びこの法律の施行後に政府機関が発行する証明書等が対象となること (第4条)、この法律の施行に必要な規則類を、全ての関係する政府機関と連携して施行後3か月以内に整備することを、保健省に義務付けること (第6条) 等である。

関西館アジア情報課・新谷 扶美子

・ http://www.senate.gov.ph/lis/bill_res.aspx?congress=17&q=HBN-1530